



平成 21 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名：松尾橋梁株式会社
（コード：5913 東証・大証第一部）
代表者名：代表取締役社長 臼井 淳
問合せ先：管理担当執行役員 閑上 進
（TEL：072-223-0981）

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関する承認決議及び 全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日の確定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 29 日付「当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 21 年 6 月 29 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付種類株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株式の株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成 21 年 7 月 31 日から平成 21 年 8 月 30 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 8 月 31 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の臨時取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付種類株式の取得に関する決議に基づき、平成 21 年 9 月 3 日を基準日として定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様（但し、当社を除きます。）をもって、その所有する全部取得条項付種類株式を当社が取得し、これと引換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき 0.00000013 株の割合をもって当社 A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の定款の一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 6 月 29 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以

下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付種類株式の全部の取得（以下併せて「本定款一部変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式（A種類株式）を発行する旨の定めを新設すること。上記による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定款変更を行うこと。（なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、「全部取得条項付種類株式」といいます。）

会社法第 171 条及び上記及びによる変更後の当社定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項を付した当社普通株式の株主（但し、当社を除きます。以下、「全部取得条項付株主」といいます。）から全部取得条項付種類株式のすべてを取得し、当該取得と引換えにA種類株式を交付すること。

2．当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち及び）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等のは、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。（本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成21年6月29日付当社プレスリリースの定款一部変更の件1にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更の件2に係る変更の内容であります。）

（2）定款変更の効力の発生

本定款一部変更等の及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。これに伴い、本定款一部変更等のの効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成21年9月4日（金）に発生いたします。

3．全部取得条項付種類株式の取得（本定款一部変更等のうち）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付種類株式の取得（本定款一部変更等のうち）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年6月29日付当社プレスリリースにお

いてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条及び本定款一部変更等のうち 及び
による変更後の定款に基づき、全部取得条項付種類株式を取得し、当該取得と引換えに、本定
款一部変更等のうち によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付種類株式 1 株につき
0.00000013 株の割合をもって交付するものです。(かかる割当比率による割当ての結果、株式会社
I H I (以下「I H I」という。)以外の株主様に対して当社が交付する A 種種類株式は 1 株未満
となる予定です。)

(2) 定款変更の効力の発生

全部取得条項付種類株式の取得(本定款一部変更のうち)の効力は、本臨時株主総会におけ
る承認決議により、本定款一部変更等のうち の効力発生を条件として、平成 21 年 9 月 4 日
(金)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付種類株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付種類株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付
種類株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、定款一部変更等の によって設けられる A 種
種類株式を、全部取得条項付種類株式 1 株あたり 0.00000013 株の割合をもって交付いたします。

また、株主様に対して交付される A 種種類株式が 1 株未満となる場合には、1 株未満の端数の
合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該
端数は切り捨てられます。)に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づ
く裁判所の許可を得た上で、I H I に対して売却すること、または会社法 234 条第 4 項の規定に
基づき、当社が買取することを予定しております。

この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定ど
り得られる場合には、全部取得条項付種類株主が保有する当社全部取得条項付種類株式に 122 円
(I H I による当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格)
を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付種類株主に対して交付できるような価格に設定す
ることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場
合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付種類株式の取得に関する日程の概要

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 21 年 7 月 30 日(木)
整理銘柄への指定(予定)	平成 21 年 7 月 31 日(金)
当社普通株式の売買最終日(予定)	平成 21 年 8 月 28 日(金)
当社普通株式の上場廃止日(予定)	平成 21 年 8 月 31 日(月)
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日(予定)	平成 21 年 9 月 3 日(木)
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日(予定)	平成 21 年 9 月 4 日(金)

以 上